



発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006

大阪市城東区野江 4 丁目 1 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

## ■ 民法の改正における取扱い ■

民法の改正について、確認してみましょう。

### 1. 相続法改正の内容

民法の相続について規定した「相続法」は、昭和 55 年に改正された後、大きな改正は行われていませんでしたが、平成 30 年 7 月に大きく改正されました。

- ①自筆証書遺言に添付する財産目録の作成がパソコンで可能（平成 31 年 1 月 13 日施行）、
- ②預貯金の払戻し制度の創設（令和元年 7 月 1 日施行）、
- ③遺留分制度の見直し（令和元年 7 月 1 日施行）、
- ④被相続人の介護や看病で貢献した親族は金銭要求が可能（令和元年 7 月 1 日施行）、
- ⑤配偶者居住権の創設（令和 2 年 4 月 1 日施行）、
- ⑥法務局で自筆証書による遺言書の保管可能（令和 2 年 7 月 10 日施行）など大きく見直されています。

### 2. 税務上の取扱い

#### 遺留分制度の見直し

改正前民法の遺留分については、減殺請求によって当然に遺留分権利者に所有権等の権利が帰属する物件の効果が生ずるとされていたため、遺贈又は贈与の目的財産は受遺者又は受贈者と遺留分権利者との共有状態になることが多くありました。そして、受遺者又は受贈者と遺留分権利者は共有関係の解消をめぐって新たな紛争も生じていました。このようなことを回避するため、遺留分権利者及びその承継人は、受遺者（特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。）又は受贈者に対し遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができることになりました（民法第 1046 条第 1 項）。

これにより、受遺者と遺留分権利者の合意により金銭の支払いに代えて相続財産である不動産等の分与が行われた場合は、代物弁済として譲渡所得の課税対象となることが通達で明らかにされました。

例えば、遺留分侵害額が 4,000 万円であり、受遺者が遺留分権利者に金銭に代えて相続財産である 4,000 万円の土地を分与した場合、受遺者は 4,000 万円で譲渡したことになり譲渡所得について課税になります。一方、遺留分権利者が分与を受けた土地の取得価額は 4,000 万円になります。

#### 措置法通達

##### （遺留分侵害額の請求に基づく金銭の支払に代えて行う資産の移転）

**33-1 の 6** 民法第 1046 条第 1 項《遺留分侵害額の請求》の規定による遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求があった場合において、金銭の支払に代えて、その債務の全部又は一部の履行として資産(当該遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求の基因となった遺贈又は贈与により取得したものを含む。)の移転があったときは、その履行をした者は、原則として、その履行があった時においてその履行により消滅した債務の額に相当する価額により当該資産を譲渡したこととなる。

(注) 当該遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求をした者が取得した資産の取得費については、38-7 の 2 参照

##### （遺留分侵害額の請求に基づく金銭の支払に代えて移転を受けた資産の取得費）

**38-7 の 2** 民法第 1046 条第 1 項の規定による遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求があった場合において、金銭の支払に代えて、その債務の全部又は一部の履行として資産の移転があったときは、その履行を受けた者は、原則として、その履行があった時においてその履行により消滅した債権の額に相当する価額により当該資産を取得したこととなる。